

沖縄本島北部地域における「引」・「親類」・「一門」：我部祖河文書の紹介とその考察

小川，徹

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

53

(発行年 / Year)

1975-10-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013109>

沖縄本島北部地域における「引」・「親類」・「一門」

——我部祖河文書の紹介とその考察——

小川 徹

まえがき

沖縄文化の研究は近年とみに進展したが、沖縄文化を育んだ基盤、とりわけ民俗社会の歴史にはなお不
明な点が多い。民俗社会に関する史料の欠除が大きな障害になっている。もっとも中央の士族社会につ
いては手掛りが与えられているけれども、前者に対応する地方農村社会がどのような民俗史的発展を見せ
たか、問題は残されている。地方史料の再渉猟と再検討の一環として、家文書にも好史料となるものがあ
るならばよろしくこれを活用するべきであろう。

一、史料の紹介

(二) 我部祖河文書の概要

沖繩本島の北部を占める国頭郡下の美田地帯、「羽地田圃」の一画に位する我部祖河は、最近名護市と合併した旧羽地村の一大字であった。王国時代には羽地間切我部祖河村を称していた。村の成立は定かではないが、『おもろさうし』一八の七にみえる「かふすか」はこの村のことであろう。

いうところの「我部祖河文書」とは、王国時代この村に栄え、『球陽』にその名が登場したこともある旧家に格護されてきた一連の家蔵文書を指している。

戦前の家蔵文書からすればその一部分に過ぎぬであろうが、辛くも沖繩戦の災禍を免れて残ったものである。山中避退の間、これらの文書を肌身離さず格護し通した当時の戸主の心情のうちに、沖繩民俗研究の観点から看過することのできない問題が潜んでいるといえよう。

この我部祖河文書は三つの種類から構成されている。

- (1) 「毎年諸祭り記」 二点二綴、計一八丁。
- (2) 「元祖由来記」類 八点八綴、計五三丁。
- (3) 「御神拝日記」類 二七点三綴、計二八丁。

作成の時期は、無日附のものも少なくないのであるが、結論として、道光中葉から光緒初年の間、つま

り幕末の約半世紀と明治初葉に至る間にあると考えられる。

本稿は右の(3)の種類に属する文書を紹介するのが目的であるが、三つの種類は内容的に関連が多いので、(1)および(2)についても最少限の説明を加えておく必要がある。

(1) 毎年諸祭祀について。

これには「毎年諸祭祀記」と題された綴（整理番号三二七）と、「家内記録」と題する綴（三一八）とがある。

毎年諸祭祀記は、反故を水洗して再製した芭蕉紙に認められている。最後尾の一丁が欠落しており、従って日附も署名もないが、記載された事実を(2)、(3)の内容と照合することによって、作成の年代は明治の初葉と考えられる。前後に十年の幅をとった上でのことであるが、今日からおよそ一世紀を遡った時点での家の祭祀を記録した史料である。

もとの標題には祭りと送仮名を附しているが、爾後は毎年諸祭祀と呼ぶことにする。この史料は始め成城大学の『伝承文化』に発表の予定であったが実現しなかったので、一九七四年九月本研究所月例研究会で紹介した。また同年一二月には日本民俗学会月例談話会で行った発表「沖縄における都市の祭と村落の祭」のなかで触れておいた。

「家内記録」は無日附であるが、上記「毎年諸祭祀」を今次大戦後に書き改めたもので、筆者は一九六八年に物故した当時の戸主から依頼されて羽地村川上の真喜屋喜平が記したものであり、物資不足の時代を

反映して米軍放出物資の包装紙を用いている。書き改めは原文に忠実であり、また、前者では中絶している十月種子取以降除夜までを補ってあるので、元本解読の上で便宜が大きい。

(2) 「元祖由来記」類について。

これに属する八点のうち、「元祖跡目定書」（整理番号三〇九）以外は、「元祖由来記」または「元祖由来遺言記」と標題が附されている。右の跡目定書に道光二六年（一八四六）と記され、他に整理番号三一一の「元祖由来遺言記」の日附が同治二年（一八六三）とあるのを除き、いずれも無日附である。無日附のうち整理番号三一六「家内記録」は(1)の「家内記録^{（マ）}」と用紙・筆者を同じくするものである。三一六を除いて系譜の記載世代がもっとも降るのは整理番号三一五の由来記であって、第十三代の子弟までが記載されているが、いずれも童名のみである。第十三代が同治七年すなわち明治元年の生れであることからみて、この三一五の史料は明治三〇年を下らぬ時期に作成されたという推定が成り立つ。

整理番号三一〇以下三一五までの「元祖由来記」諸本は、この家の系譜を書き残すために十九世紀後半いく度か為された試みを示している。このうち明治中葉に至って作成された三一五の由来記は、用紙も百田紙であり、書体も熟達している。偽印ではあるが表紙の印章、割印も型の如くである。だが、正規の家譜が漢文で記載され楷書で認められるのに対し、これは公用文体を用い終始草書で記されている。士族家譜との相異点はまだいくつも挙げられる。この史料の筆者を同定することは困難だが、何人にせよ、彼が士族家譜について知識をもっていたことは確かである。しかし、その結果は右のとおりで、作成された系

譜は士族家譜からは遠く距ったものに終ったのである。

三一〇ないし三一四の「先祖由来記」は、三一五に至って完成する系譜書のメモまたは草稿とみられる。従って形式と内容はまちまちであるが、一貫して素朴な記述を行っており、系譜観念を窺うための史料として貴重な存在である。

(3) 「御神拝日記」類について。

本稿は三綴、計二七点よりなるこの「御神拝日記」類を紹介するのが主題である。「御神」の意義そのものが問題であるが、ここでは一応、家の遠祖としておく。家の始祖、さらに遠い祖先をも指すものといえよう。この「御神」の祭祀が「拝」であり、拝の記録を「日記」というのである。この他の史料数点は、拝の仕様をめぐる紛争、つまり「口能」に関するものである。この事件を契機として、その証拠書類たる「拝日記」が収録された結果、この綴が出来上ったと考えられる。

(三) 御神拝日記の全文

「御神拝日記」類は、三綴二七点の史料を含んでいる。この綴り方がどのような意図にもとづくかは不明であるし、無日附の史料の場合、綴り方の順序が整合するものかどうかについても疑問が残る。それらの問題にはいまは触れず、各綴ごとに全文を掲げておくことにする。

綴(甲) 仮称「伊波村仲ノ門御神拝日記」(整理番号二〇八)

光緒五己卯十一月十

以下欠

史料イ。

伊波城御三ヶ所

一 美花米四合

按司御先祖并御みないあん前御先祖三ヶ所

一 美花米四合

前之寺御三ヶ所

一 美花米四合

御川御三ヶ所

一 美花米四合

伊波仲門之御火神御祭り

一 美花米三合

御同所御靈前式ヶ所

一 六寸重壱組

同

一 御五水三合

一

一 御五水三合

同

一 御五水三合

同

一 御五水三合

同

一 御五水式合

同壱ヶ所ニ壱合ツ、

一 御五水壱合

の殿内御神御棚并御火神式ヶ所

一 美花米六合

根神御棚御祭り

一 美花米三合

仲門并のる根神居神ノ御四人

一 茶半斤

御親類開

一 酒壹沸

同

一 御五水四合

一 御五水三合

一 多葉粉半斤

史料口。(別丁起)

拾ヶ所鏡御ぎやのご調るとして

一 米貳升

六寸重七合ツ、五寸重五合ツ、

一 同貳升九合 メ八升三合八勺

美花米貳升九合

一 同三升四合八勺

光緒五己卯十一月十一日美里間切伊波村仲門之屋御神拝勤

一 はん 仲門之

一 御火神并御靈式ヶ所^{（イハヒノミヤ）}メ三ヶ所

二 はん

一 おふ水御川壺ヶ所

三 はん

一 のる御川三ヶ所

四はん

一 前ノ御寺三ヶ所

六はん

一 御みない御墓壱ヶ所

八はん城下西表田ノ根

一 兼城御川壱ヶ所

十はん

一 城式ヶ所

大屋十二はん

一 根神御火神并同所御棚式ヶ所

五はん

一 按司御墓壱ヶ所

七はん

一 あん前御墓壱ヶ所

九はん 同所西表ノ崎松ノ下ニ而御たかへ

一 石川真御川壱ヶ所

十一はん

一 下ノ城御火神壱ヶ所

仲門ノ御霊前式ヶ所

一 諸引合御五水式合

綴(乙) 光緒五年伊波村仲ノ門屋本御神新拜諸入目割符入帳(整理番号二〇九)

〔表紙〕

光緒五年巳

卯十一月美里間切伊波村仲ノ門屋本御神新拜ミニ付諸入め取立割符入張

但 明治申五月仲ノ屋帳 写

我部祖河村仲ノ屋

親類中

史料(い)

ひやく屋ノ

かまと前川

湧川村かふい原次ら前川男子

前川にや

伊差川村住居故かな上間とち

まつあも

前門ノ

うし上間

おら取原

前川大衆

仲ノ屋

上間筑登之

光緒五年巳卯九月廿二日美里間切伊波村仲門元祖本新拜ニ付而仲ノ屋男子上間筑登之罷登候而廿四日伊波仲門江參上本捌方仕立申候尤先々より拝来リハ無之同廿五日ニハ読谷山間切湾村住居高里筑登之拜差出糺合仕候又ハ同四年寅五月久志間切瀬嵩村住居大湾筑親雲上拝出之

不相替取究ニ而拝来リ申候

伊波仲門御火神ノ御前御祭り

一 美はな米三合

御同所

一 御五水 貳合

御同所御靈前式ヶ所御祭り

一 御重 壹組

右同

一 御五水 四合

のろ殿内御神御棚御祭り

一 美はな米 三合

右同

一 御五水 貳合

根神御棚之御前御祭り

一 美はな米 三合

右同

一 御五水 貳合

城之内三ヶ所御祭り御次満之事

一 美はな米 四合

右同

一 御五水 貳合

御川三ヶ所御祭り御次満之事

一 美はな米 四合

右同

一 御五水 三合

按司御先祖老ヶ所御祭り

一 美はな米 三合

右同

一 御五水 貳合

御みかない御墓所并あん前右同

一 美はな米 六合 四合

右同

一 御五水 三合

前ノ寺三ヶ所御祭り

一 美はな 米四合

右同

一 御五水 三合

のろ根神居神仲門

而上用トシテ

一 茶 半斤

右同

一 たはく 半斤

親類開トシテ

一 上酒 老沸

メ 美はな米二升九合三升壹合

メ 酒 四沸六合

重貳次六寸重貳次五寸重三次メ五ツ

メ 米 貳升九合

同

メ 生魚 八斤

一 酒 五合

鏡御きやく調之事

一 米 貳升

今婦仁親泊屋元祖御祭り

一 重 貳次ノ内 米壹升貳合 生魚四斤

一 御五水 三合

御同所御火鉢御祭り

一 美はな米 三合

右同

一 御五水 四合

御川老ヶ所

一 美はな米 三合

右同

一 御五水 貳合

親類開

一 酒 五合

割符祝物

一 酒 五合

合代分ノ百四拾四貫百五拾文

綴(丙) 「御神拝日記」(整理番号二一〇)

表紙 欠

〔A〕

(二表)

御同所御霊前江

一 七寸重壹次

古字例後原高川并なあし川同墓羽地墓茶湯

貳ヶ所付なあし川前御五水通

一 七寸重貳次

御同所三川壹ヶ所御川三ヶ所

壹ヶ所ニ付三合ツ、花米

一 米 貳合 正

九合

城川東リ原ノ古川小名場川

御同所

一 御五水貳合

御同所

一 御五水四合 正

四合

三合

御同所

一 七寸重沓次

御同所

一 御五水式合

一 花米三合

なし墓并羽地墓式ヶ所

一 七寸重沓次

御同所

一 花米三合

同所

一 御五水式合

但東り原こはた両所ニ而拜

御神拜人数昼間やしめ

一 七寸重沓次

御同所下村ノ根大西ノ御墓

一 六寸重沓次内

餅^メ物

一 御五水式合
打紙三枚

下連天百謝名御墓所

(紙欠)

一 六寸重沓次 内

餅^メカ
〔餅カ〕

御五水式合
打紙三枚

親類開

右同

一 七寸重沓組

一 酒沓沸

〔B〕

(二裏)

我部祖河あさけ居神拜

古字利引御神古我知村なへ津波妹なへ高志保引御神新門ノ我部掟妻兩人

一 七寸重沓次

右同

一 御五水式合

城あさけニ而居神親川村大兼久屋東リ門引ノ仲尾筑登之母

跡役あさけ屋ノなへ挿入ぬ

御五水

一 七寸重壺次

但七年廻ニ而
拜申候

一 酒貳合

古我知あさけ并御神同村並里筑登之妻拜

御五水

一 七寸重壺次

一 同貳合

伊差川引あさけ居神同村故かまと平良女子かめ右同

御五水

一 同壺次

但古字利御神拜付
七年廻ニ而拜申候

一 同貳合

(二表)

御神御拜入ぬ割符之時茶之請代

筆紙墨代

一 米五合先

一 同五合先

村々触手間

誂物

一 同壺升先

一 ふた志々貳斤

右同

割符手間

一 酒壺沸

一 米壺升先

古字例江船仕組手間

一 同貳升先

メ酒五わかし八合

拾九次
メ七寸重貳拾次
メ六寸重四次内

米七合
メ美花貳升三合

貳次メもん
メ塩ふた貳斤

但我部祖河古我知両村生頭高ニ割符之事

我部祖河村

一 生頭九拾四人

古我知村

一 同五拾人

ノ百四拾四人

但古我知村者当分不便ニ付頭引方仕申候以後成人いたし候ハ、本頭八拾九人相持せ候□□

〔C〕

二二裏

一 我部祖河古我知両村平表当高者生頭ニ割符之事

我部祖河村出羽親類中ニ相究候付引

一 生頭五拾人 六拾五人

仲尾村なべ川上頭ハおら取かまた前川ニ四人
相定候ニ付三人ハ所より引申候

一 同七人 消シ

田井等村みそいノ上間筑登之

一 同六人拾弐人

同村からはいまつ川上

一 同九人

宮里之親雲上
内三人 但丑八月ノ屋部村御神之時口能ニ付差除ケ申候
からはいまつ川上ハみそいノ頭ニ究申候
六人

親川村仲尾にや

一 同拾五人 但光緒二丙子八月外戚本宗差分ケニ付而差除ケ申候

呉我村かまと宮城伊差川門口かまと宮里村出羽より上ル

一 同六人

おら取原かまた前川 村出羽より上ル

一 同六人拾人 光緒二年丙子八月吟味
内四人仲尾村頭入ル

名護原住居かな上間村出羽より上ル

一 同三人

吳我村かな宮城

一 同六人 但同年右同

ノ百八人 百弍拾三人

(三表)

但我部祖河古我知両村平表当高者此生頭ニ割符之事

村親類割符之時礼物

一 酒壺沸

但我部祖河并仲尾田井等親川吳我惣頭高ニ平表籠る左生頭ニ割符之事

我部祖河村

一 生頭百五拾人

伊差川村門口ノかまと宮里

一 同六人

ノ百六拾五人 但上座ニ成ル消シ

(三裏)

但此生頭平表当高者当村惣生頭高ニ割符之事

真喜屋村あさけ居神まへ上地引七(カ)年廻拜来り入め料こしの親類仲ノ親類相合ニ而七寸重弍次御五水四合二勺内

一 七寸重弍次

右之通御神三年廻永々拜来り申候事

但光緒四年戊寅八月十日御神之時おやこ屋ノ宅ニ拜

御神御八人御揃一門中開之時本宗計ニ而拜候ニ付

御相談申上七年廻拜来り御取究仕置申候

取納手間并前遣人手間トシテ

一 米四升先

おら取原ノかまと前川

一 同六人

名護原住居かな上間

一 同三人

一 同三人

一 同三人

一 同三人

一 同三人

一 同三人

一 御五水弍合

一 御五水弍合

一 御五水弍合

一 御五水弍合

一 御五水弍合

真喜屋あさけ居神まべノ上地引七年廻御入め

一 七寸重壹次 一 御五水貳合 但子年ノ年本こしの屋

(D)

我部祖河あさけ居神古宇利引

御神事

咸豊三年癸丑八月朔日古我知村かまと津波女子なべ新たもと入め取立割符

あさけニ而乃る内神江下小飯貳ツ餅調

御同所右同

一 米 貳升先

一 御五水四合

御同所ニ而自分たあけ小飯壹ツ

御同所右同

一 同 壹升先

一 御五水貳合

三月御たかへ并当日御引合花米

御同所同右

一 同六合

一 御五水四合

(四裏)

御同所ニ而乃る内神居神迄親類中御取替花小飯壹ツニ入ル

一 ふたし々壹斤五合

右同

右野茶代

一 生いふ三斤

一 米壹升先

右同

一 醬油壹合

あさけニ而あしへ御立願并引羽迄

家内ニ而神酒調入ル

一 御五水四合

一 米 七升五合先

右同家内ニ而七寸重七ツ調用

一 米七升先

仕立替之時

一 白衣裳袴枚 但芋もん布之事

(五表)

右同

一 同巾袴房 但棉布々之事

右同入め割符之時筆紙墨代

一 米五合先

居神一件親類中揃并割符之時茶代

一 同袴升先

占人手間

一 同式升先

但上座生頭差分ケ表割符之事

右之通古宇例引古我知村九年母下本ニ付以後新たもと之時委見合割符之事

[E]

(五表)

咸豊四年甲寅又七月廿八日手形表伊差川あさけ居神同村故かまと平良女子かめ新たもと入めとシテ生頭式拾壱人当

一 米六升九合三勺

久志間切瀬嵩村御神拜入め田井等村つふ屋ノ次ら東江親類手形表

一 頭三拾八人 寒水川ノはた兩人本

右同重袴次ニ酒式合ツ、

一 御五水袴沸四合

居神儀直リ占式度ニ而花米御五水代

一 同三升四合先

割符之時二百分諸物酒代

一 同七升五合先

但光緒三丁丑公儀依仰ニ本宗外戚差分ケニ而諸方拜来リニ付差除ケ申候

[F]

(六表)

屋部村
仲之屋
川ノはた
御神事
兩本

御神御棚江

一 花米三合

仲ノ殿内御神御靈前江

一 花米三合 六寸重式次

仲之殿内御火ノ神御前御引合

一 花米三合

右同御靈前江

一 七寸重式次内 餅物壹次

大屋ノ御火神前右江

一 花米三合

御同所御靈前江

一 花米三合 六寸重式次内 餅物壹

宇茂和御川御三ヶ所ニ而壹ヶ所ニ三合ツ、

一 花米九合 三合五勺

同所

一 御五水式合

同城

一 御五水式合

御同所

一 御五水式合

一 御五水壹対

御同所

一 御五水式合

御同所

一 御五水式合

同所右同壹ヶ所ニ式合ツ、

一 御五水六合 式合五勺

一 御五水六合 式合五勺

(六裏)

伊地味御墓所之御前江

- 一 七寸・六寸重式次 内 沓次メ物

御同所

- 一 打紙五枚

字茂和(ママ)御墓所之御前江

- 一 七寸・六寸重式次 内 沓次メもん
沓次餅

御同所

- 一 打紙五枚

あさけ居神八人美花米御老人ニ付三合ツ、

- 一 美花米式升四合先

御同所御老人ニ付式合ツ、

- 一 御五水沓沸六合

御同所

- 一 御五水式合

御同所

- 一 御五水式合

金する川并いへ屋際おふ川南川三ヶ所

- 一 花米^{九合}三合五勺 御次満

右同三ヶ所ニ式合ツ、御次満

- 一 御五水^{六合}式合五勺

いへ屋御火神

御同所

- 一 花米三合

- 一 御五水式合

同御霊前江

御同所

- 一 六寸重式次

- 一 御五水式合

御同所

- 一 御五水式合

御同所

- 一 御五水式合

(七表)

のるこもい御引合

- 一 美花米三合

のる勢頭江

- 一 美花三合

ねふ取江

一 美花三合

親類開

一 七寸重壺組

但御墓式ヶ所御祭相濟候ハ、一門開ニ成ル

壺斗壺升ひり籠ル

一 米三斗先

但下座ニ相印

[G]

御同所

一 御五水弐合

右同

一 酒壺沸

安和村屋部引

さなのおた本ハ屋部村日記ハ塩屋おた本

御神事

同所

一 御五水四合

御同所

一 御五水弐合

御同所

一 御五水四合弐合

のるくもい初而御引合并拜之時式度分

一 美花米六合

(七裏)

居神御壺人挿入め

一 美花三合

のる勢頭并ねふ取壺人挿入め壺人

一 美花六合三合

役々筵敷手間前々ハ 米三合酒弐合ニ而相濟申候
拜め人数申立ニ而此通

一 中酒五合

〔H〕

本部間切具志堅村屋部引

きちやノ引
当村川ノはた本

御神事

のるくもい殿内火神ノ前

一 美花九合先

御同所靈前江

一 七寸重沓次

あさけ居神のるくもい并御神御沓人メ御式人

一 七寸重式次沓次

御靈前御祭ニ而

親類開済

一 七寸重式次内

沓次メ物
沓次餅

但子年拝廻相定申候

〔I〕

御同所

御同所

一 御五水式合

御同所

一 御五水式合

御同所

一 御五水式合

右同

一 酒 式合

羽地呉我村屋部引

御神事

右同

川ノはた本

呉我あさけ居神□□□□

居神五人拝め

御同所

一 七寸重沓次

筆紙墨代

一 米五合先

割口手間

一 同壺升先

(八表)

但此上寅申正丑未歳七年廻御神事之事

我部祖河村

一 生頭九拾四人

古我知村九年母下かまた真喜屋

一 同五拾人

メ百四拾四人ニ而拌入高兩割ニ而親当村々割符之事

呉我村かな宮城

一 同前六人 九人

但川ノはた
例表

伊差川村門口ノかまと宮里

一 同六人

メ百拾四九拾六人

一 御五水貳合
祝物

一 同四升先

村々ふり手間

一 同壺升先

田井等村おらはいまつ川上

一 同九人 但米六斗三升願ニ付而相持候(カ)

仲尾村なべ川上

一 同七人

親川村仲尾にや

一 同拾五人

おら取かまと前川

一 同六人

名護原住居かな上間

一 同三人

我部祖河村出羽より拾五人相定候ニ付引

一 一六拾五人 五拾人

道光貳拾七丁未年八月八日名護間切屋部村石根ノ仲兼久大屋子妻新たもと之時こしの宮城筑登之拌筈無之ニ付当村川ノはた仲ノ親類中参会吟味之上仲ノ上間筑登之当所江罷越シ屋部村御親類中段々御吟味之上こしの親類差除ヶ頭当方相持申候事

〔J〕

〔八裏〕

一 頭壺分七リ五毛 但新たもとの時分此通

但何願川ノはたより口能之時頭兩割申候

咸豊四甲寅又七月廿六日手形表

七之御たもとの内故屋部掟ノあんし居伐り山入端ノあんしさあの御たもという平良屋ノ女うし居伐り山当東江筑親
雲上女子うし兩人居伐り之時頭壺分七リ五毛当

一 米式斗六升先

名護間切屋部村する金川

一 餅小飯 壺対 米五合

同いへ屋ノ側おふの川

一 同小飯壺対 同右

同車川

一 同小飯 壺対 同右

〔九表〕

同川三ヶ所并いへ屋ノ御火神ノ御前迄御次満ニ而

一 花米 四合

同いへ屋ノ御靈前江

一 七寸重式次 内ノ物壺次
餅壺次

調用米三升

一 御五水式合

一 御五水式合

一 御五水式合

一 御五水式合

一 御五水式合

メ酒壺沸代米三升

メ米四升九合

但此上川ノはた本

屋部村親里屋ノ御火神御前

一 花米三合

御同所御靈前江

一 七寸重式次 餅物

御同所いりおふ水川

一 小飯 壹対

御同所(カ)ふ護ノ屋敷外ノ川

一 花米三合

(九裏)

但此上城田ノ屋仲ノ屋兩人子孫

[K]

丑未年

大みちや七年廻
御墓所御立願

壹はん仙香

一 御引合壹礼通

二番御茶陽(マヤ)

一 清明茶式度入

式 三番御饒候而戻リニ入ル

一 美花米九合

一 御五水式合

一 御五水式合

一 御五水式合

一 花米三合

一 御五水式合

右同

一 御五水上酒式合

右同拵候而 御飭候事

一 ふた沓疋

四番御飭之事

一 御五水上酒貳合

右同五番

一 打紙拾枚

但 御・飭・候・而・こ・う・護・親・類・中・よ・り・重・御・五・水・御・飭・候・而・御・拜・之・事

(九裏)

四番 (ママ)

一 ふたしゝ貳拾六斤五合

内

御吸物ニ入此内よりムタしゝ貳斤

しゝ貳拾四斤

御吸物ニ入ル

一 下みそ貳合

御立願相済シ戻リ川ノはたニ而御引合トシテ御五水

一 中酒三合

筆紙墨代

一 同五合先

割符手間

一 同沓升先

右同ふたしゝ貳斤(紙欠)□□而

一 下小飯沓ツ

しゝ貳斤

一 くりしゝ 沓対

下小飯ニ入ル

しゝ貳斤五合

右同

一 塩四合

取立割符之時茶請代

一 米五合

村々触手間

一 同沓升先

誂物

一 同四升先

右同夜仕事ニ付ふた油式勺五才代

一 同宍合

但此上丑未年九月七年御廻御立願之事

之時川ノはた仲屋寒水之
親類ニ而拜め来り申候

名護山田□大城筑親雲上

我部祖河村

一 生頭九拾四人

一 同三拾人

古我村かまと真喜屋

仲尾村なへ川上

一 同五拾人

一 同七人

メ百七拾四人山田□祖古三ヶ村ニ割符候而
親ノ当高村々ニ割符之事

親川村仲尾にや

呉我村かな宮城

一 同拾五人

一 同六人九人 但川ノはた例表

我部祖河村

おら取ノかまと前川

一 同六拾五人五拾人

一 同六人

メ式百式人拾三人

田井等村からはいまつ川上

名護原住居かな上間

一 同九人

一 同三人

但辛未年願ニ付而相持候事(カ)

伊差川村かまと宮里

一 同六人

〔L〕

〔十表〕

手形表なくみ衣裳并上地引御神稲嶺むら上里にや妹おた衣裳古め相成り右仕立代分取立真喜屋村割符入表其時こ

しの屋仲ノ屋兩人親類頭差分ケ仕置申候三拾七人之内仲ノ屋親類中頭拾四人当耆人ニ壹合六勺ツ、
一 米貳升貳合四勺先

外拾九人ハこしの屋頭三人ハおかん原ノまつ前川祖父母頭耆人ナヘ真喜屋事存不申候

光緒貳丙子年八月十二日 但割符之儀ハ古宇例引屋部引親泊引ニ割入申候

[M]

(別丁起)

今婦仁間切

親泊城屋部引

御神事

仲尾次あさけ居神御七人之内御耆人兼次あさけ御耆人ニ付花米三合ツ、

一 御五水壹対□ツ、の米貳升壹合

御同所

一 美花米貳升壹合

一 御五水壹沸四合

但 白米之事

崎山村のるこもい并内神枝川根神三人御耆人
ニ付白米三合ツ、御五水壹対□ツ、の米壹升
壹合五勺より成る

御同所

一 美花米九合

一 御五水六合

枝川前火神御前耆ケ所美花米

御同所

一 米三合五勺

一 御五水貳合

但 白米ニ成ル三合

崎山原こんざ川并塩川崎山川三ヶ所壱所ニ付

白米三合ツ、の米壱升壱合五勺ニ成ル

一 美花米九合

御表洗御川

一 美花米三合

仲尾次のるこもい御取次

一 御五水式合

崎山按司加那志火神之御前の米三合五勺より成ル

一 花米三合

御同人御靈前御焼香

一 六寸御重式次

崎山按司加那志池城御墓所御焼香

一 六寸御重式次

一 打紙五枚

高御墓壱ヶ所

一 六寸重式次

一 六寸御重式次

下連天村按司御墓御前

一 六寸御重式次

御同所

一 打紙五枚

御同所

一 御五水六合

御同所

一 御五水式合

御同所の米米三合五勺より成ル

一 花米三合

御同所

一 御五水式合

御同所

一 御五水式合

御同所

一 御五水式合

御同所

一 御五水式合

一 打紙五枚

御同所

一 御五水式合

御同所西ノ御墓所山ノ仲

- 一 六寸御重式次 内餅メもん卷次

御同所

- 一 打紙五枚

但式ケ所古宇例拜廻之相拜申候消ル

親泊村阿嘉御墓江

- 一 六寸御重式次 内餅卷次メもん

御同所

- 一 御五水式合

御同所

- 一 打紙五枚

親泊村王来御殿御霊前

- 一 六寸重七寸重式次 内卷卷次メもん

御同所

- 一 御五水式合

王来ノ御殿御火神御前の米三合五勺より成ル

御同所

- 一 御五水式合

伊平屋ノあん加那志江

- 一 美花米三合五勺

御同所の米三合五勺より成ル

- 一 美花三合

因頭江

- 一 御五水式合

御同所の三合五勺より成ル

- 一 美花三合

御川三ヶ所之内志喜間川三ヶ所并かん尾もい川卷ケ所のる川卷ケ所

御同所の米卷升五勺成る

- 一 御五水六合

- 一 花米九合

のる御火神御前

御同所の米三合五勺より成る

- 一 御五水式合

- 一 花米三合

天辻あま辻并神あしやけ三ヶ所

一 御五水六合

とものかん御火神江

一 御五水六合

一 門中開礼物

一 七寸重壺組

親泊村古宇例御川願めの米三合五勺より成ル

一 花米三合

御五水

酒八沸式合

わかしニ付三升ツ、

代米式斗四升三合五升式合の米

美花米三升五合先 式合五勺先

升ニ壺合六勺六オツ、成リ

白米ニシテ九升

重拾四次内

壺次七合ツ、

六寸重四次餅調

壺次壺升六合五勺

同四次メもん

御同所の米壺升五勺より成ル

一 花米九合

御同所の米壺升五勺より成ル

一 花米九合

右同

一 酒壺沸

御同所

一 御五水式合

一 仙香四結

一 仙香四結

材々ふれ手間

一 同壺升先

割符之時礼物

一 同五升先

但六点メ外

六寸重□次六寸重四次餅調

壺次七合ツ、

代米式升五勺

同□□メ物調

壺次壺升六合五勺

同壺斗壺升五合五勺

同壺斗壺升五合五勺

同壺斗壺升五合五勺

割符手間

一 米壺升先

貫手間

一 同四升先

茶之請并筆紙墨代

一 同壺升先

七寸重式次三次餅調

同式升先三升先

同式次三次メ物調

壺次ニ式升五合ツ、

同五升先七升五合先

[N]

(別丁)

合五斗五升九合四升

但親泊引ハ名護屋部村当村親類当村中相合ニ而下座之通永々拜来申候

本部間切浦崎村真喜屋筑登之親類中古字例并城伊差川我部祖河古我つ五ヶ所あさけ居神三年廻御神拜め之事 入め

一 上酒壺沸 ㊦〔真喜屋筑登之印。以下同じ〕

同間切同村今婦仁親泊城居神引拜入め之事

一 同式沸 ㊦

但子午之〔年

歳

同間切同村名護間切屋部村あさけ居神御願入め之事

一 同式沸 ㊦

但丑未之〔年

歳

同間切同村読谷山間切高志保村御神拜め并具志川間切高江洲御神拜入めニ候

一 調分三百貫文 ㊦

但卯酉之歳寅申之年

但光緒四戊寅外威本宗差分ケニ付而差除ケ

同間切同村大みや御墓所拜入め

一 同拾五貫文 ㊦

但丑未年

戊辰閏四月

本部間切浦崎村親類

羽地我部祖河村仲ノ

真喜屋筑登之 ㊦

親類中

〔O〕

〔別丁〕

同治九年庚午八月今婦仁間切親泊城御神拜并仲尾次崎山両村居神拜御廻之時名護間切屋部村御一門中并羽地間切我部祖河村川はた并仲ノ屋一門中永々相合ニ而拜来り様相^カ究申候

一 米壹斗七升五合先

残ひく

持夫手問

但屋部村^カ江八月十七日限り
相届可申候

一 同壹升先

一 同壹升先

右同

一 焼酎五沸内

親泊村江

仲尾次崎山江

貳わかし

三わかし

右同御神拜

一 人数四人内

親泊村の殿内江拜入ニ付屋部村御一門中相合ニ而拜申候

貳人

仲尾次崎山^カ村たあな屋江

貳人

一 入め割符之時祝物
一 米三升先

〔P〕

同治十年辛未七月廿五日屋部村始今婦仁并読谷山長浜村桑江村羽地迄屋部村あさけ居神拜廻之時其方触り料として入申候間今婦仁仲尾次崎山あさけ并親泊城迄屋部村御一門中此方一門中拜廻ノニ相合ニ而拜め申候ニ付右之触り料米壹俵壹升先手形入ニ付早速翌日仲ノ上間筑登之屋部村江差越同所御神拜之時ハ先々より仕来之通申立已^カ後ノ宅江御一門中石根ノ字茂和親雲上儀保岸本親雲上川ノ上宇茂和親雲上伊地味親雲上已後ノ大兼久親雲上ノ御四五人御揃ニ而

御相談相定申候且又御神拝め之時ニ付而此方屋部村江差越其時石垣ノ宅ニ而其方御一門中御吟味直ニ而今婦仁并長浜桑江御触リ料ハ相持候而屋部御一門中此方一門中忝手ニ相成リ先方御取持之事御吟味相定申候拜御廻之ノ時宿ハ仲之殿内ニ今婦仁并祖河川はた仲ノ一門中相合ニ而定宿之事

一 米忝斗先

但下座之通

但 ひり籠る忝斗先屋部村持越ニ而相控申候

持越掛夫手間

一 同忝升先

〔Q〕〔別丁〕

古字例御神□□廻拜之時

一 調分拾貫文

親泊城仲尾崎山御神之時

光緒三丁丑年七月廿二日名護間切屋部村より手形入今婦仁間切仲尾次崎山両村御一門中彼ノ村江居神廻毎今婦仁方御取持料トシテ先々之相談相替リ米四斗ニ升五合入申候ニ付就而ハ相談用トシテ川ノ□□□□□□□□□□上間筑登之城田ノ仁牛上間□取添差遣申候
来月十日御神拜御廻拜入め料手形入納申候□仕候就而ハ親類中相揃吟味仕候得共同治十年辛未七月廿五日御方村御一門中己後ノ御宅江御揃右拜入め料米忝斗先ニ永々御神拜毎御廻之時高御定被置候間道そ其通被仰付被下度御願候以上

光緒三年丁丑

仲之

七月廿三日

親類中

儀部

岸本親雲上

己後ノ

大兼久親雲上

仲之殿内

大兼久親雲上

のる殿内ノ

岸本にや

〔R〕

一 右之相談向返答差帰候ニ付川ノはた宮城筑登之仲ノ男子上間筑登之兩人差越屋部村石垣宅ニ御揃段々御相談中上候共先々通ニ而は彼ノ親類中合点不罷成御座候間就而ハ罷帰り親類中相揃吟味仕候得共今成之手形入持来ル難候付難成次第御座候ハ、又々左之通相談等申入候事

丑

七月廿九日

〔S〕

一 昨日御申付通親類中相揃せ吟味仕候処其通ニは難成去ル未年相定置之様之通御神拝毎御廻米壺斗先永々持通候様被仰付度いつ連も願意御座候間道そ其通被仰付度奉希候以上

光緒三丁丑

但差帰シ申候

八月

川ノはた

名護間切屋部村仲殿内ノ

親類中

御一門中衆

仲ノ親類中

但光緒五巳卯七月廿三日屋部村親類より依相談ニ差越石垣ノ宅ニ而惣中取究申候

[T]

覚 写

七夕之御た本居伐請入れ割符表

一 米壹斗五升先

右同之内塩屋之御た本右同

一 米壹斗五升先

右之通割符入置申候間来月三日限当村のろ殿内之岸本にや宅江納方可被成候以上

光緒二丙子

七月廿五日

名護間切屋部村

一 門 中

[U] (別丁)

覚

七夕之御た本居伐ニ付挿入れ料割符表

一 米壹斗九升三勺三才

右同御衣裳取調衣代籠リ

一 調料三拾七貫五百文

名護間切屋部村石垣ノ

一 門 中

光緒五巳卯

七月廿七日

差分け

我部祖河村親類中

一 五・分・三・頭 壹人
半分

古我知村九年母下屋親類中

一 五・分・貳・頭 七人
半分

但光緒廿一年戊子親泊拜之時分取仕置申候
以後立身次第兩(カ)割之事

兩村差分ケ表左之通

當村

一 五拾五分

おら取ノ龜前川

一 八分

古我知村仲門

一 四分

伊差川村門口屋

一 五分

湧川かふい原次ら山城

一 五分

ノ八拾四分 但下座相記

[V]

覚

屋部村写日記写
但屋部村日記表写取扣

米壹斗五升先

右は光緒三年丁丑八月今婦仁長浜桑江御一門中七年御廻ニ而當村江御神拜御差越罷成候ニ付右拜入め料米ニシテ右同年同月米壹俵之内式升五合先羽地間切我部祀河村仲之御一門中江割符申付候処彼ノ方持過有之候ニ付本行之通ニ而相連呉リ候様段々口能申入候其通ニ而ハ相連候儀不罷成候ニ付此方一門中惣吟味之上神拜割符差除ケ候此方御神拜迄も差除ケ置為申事候処同五年巳卯七月廿六日右同村仲之上間筑登之當村殿内御供石垣ノ岸本にや宅江被成御出段々依断リ相連其上今婦仁長浜桑江右三ヶ村御取持拜入め割符入料ハ本行之通考斗五升先ニ而永々相連置候其余之拜入め料ハ先々仕来之通割符入無口能御請仕候段依申入惣吟味之上日記ニ書記置申候事

諸方御神事拝割符頭分取左之通

我部祖河村分取頭

一 五拾五・分分 但下座ニ相記

同村かやん堂ノ

一 七分 但同右

但当分不へんニ付以後割符之時ハ

取上割符之事 頭生七人

古我知村仲門ノ仲尾筑親雲上

一 四分 但下座相記

メ七拾九分 但当分此通

付 古我知村九年母下屋之二門中与ハ上座差分ケ表拜 (諸カ) 割符之事

右者御神拜之儀ハ本宗計ニ而拜来リ候様公儀御方より依仰ニ一門中相揃吟味之上本宗引計ニ割符入仕置申候以後例為

見合日記ニ書置申候事

光緒五巳卯

七月廿八日

[W]

証 拠

伊差川村門口ノ宮里筑登之同右

一 五分 但同右

おら取并湧川かふい原次〔欠〕

一 拾三分

名護間切屋部村あさけ御神事之儀ハ先々より私元祖本ニ相成拜来候処且こしの前我部祖河親雲上より申出親泊城引

御神事ハこしのより拜来リ古宇利引御神事ハ仲〔欠〕 拜来リ屋部引御神事ハ川はたより拜〔欠〕 彼ノこしの方よ

り三親類差分ノ仕置〔欠〕 私父驚人早速御方江段々願申〔欠〕 親類計持切ニ而屋部村御神事持来〔欠〕 次第御

座候ハ、御方一門中与先々仕来之通諸方御神事拜来候様御相談申入右願通御達せ諸方御神事永々一同ニ拜来リ候此上

以後ニ付而私共御子孫とも口能申出候時ハ屋部村日記表諸割符頭兩割御請申候其時一言も簡而口能申上間敷証拠如件

光緒五年巳卯

七月廿八日

伊ヘノ

かな 並里(拇印)

川ノ上ノ男子

とく 宮城(拇印)

川ノ下

うし 宮城(拇印)

川ノはた屋ノ

宮城筑登之(印)

仲之屋

一門中衆

〔X〕

覚

古我知我部祖河兩村兩割表

米尅斗九升五勺先

右者古我知村あさけニ居神同村大屋〔欠〕筑登之妻死後ニ付跡継居伐同村九〔欠〕かまと真喜屋女子かめ

新たもと入め割符入〔欠〕願出候処九年母下ノ宅江一門中相揃吟味仕候得共先々仕来リ日記等ハ無之候其時長

兄より往古ノ云来リハ古宇利引御神与一引之次第申出其成行得与相考候得ハ先々拜来リハ古宇神御神御同様ニ拜

来リ候ニ付兩方相合ニ而諸入め割符入請□申候事

二、御神拝日記をめぐる諸問題

これには、御神の祭祀に対する記録（日記・覚・証拠など）が綴られている。

周知のことからであるが、「御神」は *N'can* と読む。伊波普猷の「祖神について」には、

「……沖繩では大元（根所）と中元ナカムイトには、必ず二柱のンチャン……が祀っており、之を祀った神棚にはンチャンお棚と云って、ンチャンのヨリマシに二つの団扇を安置した所が多い。組踊「忠孝婦人」の間の者泊の詞に、「とん出デたる者や村原ムラノの夫人メノとンチャンンチャン一つの近親類チチヤウシヤン」とある……、ンチャンと云ふ単語を聴いただけで、私の語感には、すぐ祖神の義に響く。」

とある。『沖繩語辞典』には *nunpadan* は「御親類。御親戚。『weeka の敬語。』とあり、*N'can* は「神」神様。祖神。祖先の神様をいう。自然の神・火の神などにはいわない。」といい、やうに *N'can* には「一族一門。同族。御神一つの意。」と述べて、伊波と同じ組踊（ただし題名は「大川敵討」の一節を例示している）。

現行民俗では、家の始祖以下は御霊前（仏壇）に位牌をまつり、その上手に団扇を飾ってこれを御神御棚と呼ぶ。御神は始祖より上の神格化した遠い先祖、いわゆる「先の世」のカミをいうものと仮定しておくこともできるが、本稿ではこの御神がどのように考えられていたかを、史料に即して窺うことがひとつの課題となる。

(一) 史料の年代と成立の経緯

御神拝日記類は三つの綴として保存されてきた。綴の甲・乙はこの類のうちではもっとも年代の新しい部類に属する。綴甲は、光緒五年十一月十一日の祭祀についての日記の写であり、綴乙も光緒五年の日記を同十年に写したものである。

綴丙は種々の年次の日記類の写を含むが、そのうち〔N〕は独立の覚の文書がそのまま挿入されている。このことは、用紙・筆蹟から明らかで、筆者は本部間切浦崎村の真喜屋親雲上、日附には戊辰とのみ見えるが、同治七年（明治元年）に相違ない。因みにこの筆者は、一七一一年から同六五年まで在世したこの家の八代我部祖河親雲上の五男で本部間切に分出した「とく真喜屋」の後裔であろう。

〔A〕より〔M〕、〔Q〕から〔T〕などの部分は原文書からの写しであるが、原本がどこにあったのかは文面から判定するほかない。〔V〕では原本は名護間切屋部村の有志の家であったことが書き込まれているが、どの家であったかは記載がない。全体として我部祖河村と屋部村の日記が原本であることはいろいろ。〔F〕、〔G〕、〔I〕も原本は村外にある。

日附のあるものうち、もっとも遡るのは〔D〕「我部祖河あさけ古字例引御神事」の日記で威豊三年八月朔日（一八五三）と記され、〔E〕および〔J〕「威豊四年甲寅又七月廿六日手形表」がこれに続く。さきの〔N〕を同治七年とみると、〔O〕の同治九年、〔P〕の同治十年がこれに次ぐ。

一方その下限については、綴の後半に光緒初年の日附が頻出する。〔J〕、〔L〕の光緒二年、〔Q〕の同三

年、「U」、「V」、「W」の光緒五年が一応の下限であるが、「U」には遙か光緒二十一年（一八九五）に書き込まれた但し書も出てくる。

綴の前半は御神拝の神事の日記であったり、その費用分担すなわち「入め料」の割符の記録であるが、光緒初年の文書は割符をめぐる紛争すなわち「口能」に関するものであり、この事件を契機として綴が作られたことになる。綴の作成当事者の署名はついに見当たらないが、この家の十一代当主なべ上間筑登之（一八〇七—一八九三）または十二代かな上間筑登之（一八四一—一八九七）のいずれかであろうと推定できる。

（二） 御神拝の神事と入め割符

御神拝の神事とはどのような祭祀であったか。これらの文書に記されたものとして、神事は「三年廻」（従って隔年）のこともあり、「七年廻」（六年おき）のこともある。文面によれば、神事の機会に、死亡した「居神」に代わる「新たもと」の就任式が執行されることが多く、その費用の割符をめぐる記録が多い。これはこの新任式つまり「居代り」が関係者にとって重大に考えられていたことを示す。

その事例としては、「B」「我部祖河あさけ居神 古字例引 御神事」があり、文中に

咸豊三年癸丑八月朔日古我知村かまと津波女子なべ新たもと入め取立割符

とみえ、米・御五水（酒）・魚・豚肉・醬油・茶の他、衣裳（苧および綿布）を書き上げているが、割符の詳細は記されていない。これは八月初旬に行われた神事に際して右の新任式が執行されたことを示すので、日附は神事の直前に当ると考えられる。この種の記録は例が多く、

〔E〕(羽地間切) 伊差川あさけ居神新たもと 咸豊四年又七月二八日

〔I〕名護間切屋部村新たもと 道光二七年八月八日

〔J〕? 居代り 咸豊四年又七月二六日

〔T〕名護間切屋部村居代り 光緒二年七月二五日

〔V〕名護間切屋部村居代り 光緒五年七月二七日

などあつて、執行の月日がほとんど一致しているのが見られる。

この時季に行われる神事の記録としては、文書〔O〕ではその冒頭に、

同治九年庚午八月今婦仁間切親泊城御神拜并仲尾次崎山両村居神御廻之時(下略)

とあり、また〔P〕にも、

同治十年辛未七月廿五日屋部村□今婦仁并読谷山長浜村桑江村羽地迄屋部村あさけ居神拜廻之時(下略)

とみえ、神事は巡拜の形で行われている。続いて〔Q〕にも

親泊城仲尾崎山御神之時

古字例御神□□廻之時

一 調分拾貫文

(中略)

来月十日御神拜御廻拜入め料手形入拜□仕候 申候(下略)

とあつて、日附は光緒三年丁丑七月廿三日である。〔C〕「我部祖河古我知両村平表当高生頭ニ割符之事」

とある記録では、その末尾に、

右之通御神三年廻永々拜来り申候事

但光緒四年戊寅八月十日御神之時云々(下略)

とあるのと時季が符合している。

なかには〔K〕「大みちや七年廻御墓所御立願」のように九月の神事もあるが、これは始祖墓の墓前での年の解御願・立御願であつて、右に述べた御神事とは異種である。

右を総合すると、御神拝の機会は、八月月上旬、とくに八月十日の行事であり、その時には先祖に縁のある今帰仁方面への巡拝も行ったことが判る。居神の居代りである新たなもの式は、この八月十日の行事に先き立って重々しく取り行われたのである。現行民俗でも八月十日は、この地方の方言でのスバシ *sutasi* すなわち柴差の行事が行われる。間切行事である海神祭、方言で *Ndsan* の祭も、盆後の亥の日を選んで行われ、一年の大折目とされてきた。宮城真治が『古代沖繩の姿』で「南島の正月は陰曆八月であつた」と説くのは聞くべき意見である。このほか、この地方の現行民俗には、八月十日頃、一族が参集して「門中揃」 *munzū:zuri* を行い、各地を巡拝する風習があるが、これは右の御神拝の行事と系譜上の深いつながりがあると考えられる。

御神拝の行事がどのようにに執行されたかを見るのに、綴乙の(い)は格好の史料である。

我部祖河仲ノ屋の一族は、光緒五年の秋、二回に亘つて、中頭郡美里間切伊波村仲ノ門家に御神拝を行った。これはこの年から始めた新規の御神拝で、(い)の文面にも「尤先々より拜来りハ無之」といつている。

仲ノ門での御神拝には次の諸点が巡拝される。すなわち、

- 1 仲ノ門家火神(竈)
- 2 同じく御霊前(仏壇)
- 3 ノロ殿内御神御棚
- 4 ノロ殿内火神
- 5 根神家の御神御棚
- 6 伊波城の御三ヶ所
- 7 御川三ヶ所
- 8 按司の墓
- 9 おみないの墓
- 10 前の寺^{テラ}の三ヶ所

右の諸点に「美はな米」三合ないし四合、「御五水」三合を供えて拝み、最後に「親類開」として上酒を壺沸用いて、両方の一族が直会している。これに要した諸掛りは、美はな米三升一合、酒四沸六合、米二升九合、生魚八斤、またノロ・根神などへ礼物に茶と煙草各半斤が贈られている。

年次日附は不明だが、綴丙〔B〕の日記、「我部祖河あさけ居神拝」での入めは、まず二人の居神にそれぞれ七寸重壺次と御五水二合、城あさけ・古我知あさけ・伊差川あさけへ同じく重壺次と御五水二合、この他、村々への触を出す手間として米一升・酒一沸(一升)、古宇利へ船を出す手間米二升、これらの費用を割符するについて米一升のほか茶請・筆墨料として各米五合があげられ、他にも誂物として豚肉二斤を要している。以上の総計として、酒五わかし八合(五升八合)、七寸重二〇次、六寸重四次、美はな米二升三合、塩豚肉二斤を書き上げている。

この費用は元屋のみでなく、一族が分担するが、それには均等割の場合もあったし、元屋に負担を重くしている場合もある。いずれにしても一族の人数を計上して計算の基準とするのであって、その際、貢租

用語をしばしば流用しているのが注意される。たとえば、「B」の後半の但書に、

但我部祖河古我知両村生頭高に割符之事

我部祖河村

一 生頭九拾四人

古我知村

一 同五拾人

メ百四拾四人

とあるのがその例である。「割符」は本土でも貢租用語として古くからあったと聞くが、これがいつの頃から沖繩にも伝えられたのである。また「生頭」は「正頭」の誤りであるが、後者は貢租を負担すべき村落成員を指す言葉である。

割符の事例はこのほか綴丙の「C」、「I」にも見えている。生頭の数はそれぞれ相異っているが、羽地間切内の呉我地、伊差川、浦取、今婦仁間切湧川の各地に割符を受けた者がいる。文書(二)の「元祖由来遺言記」類との検討によって、かれらは我部祖河の家を元屋とする分枝の系統であることが判るが、いまはその詳細を省く。

綴丙の「L」によると、真喜屋村の土地引で神衣裳を新調した際我部祖河に割符した例が出ている。この時は、一人一合六勺ツ、の割符で、我部祖河では総計三七人、うち一九人が家号こしの屋を親類頭とし、一四人が仲ノ屋を親類頭とし、他に三人がまつ前祖父母、一人は不明とされている。仲ノ屋もこしの屋も

本家で、それからの分枝の「本」となり、責任額を各分枝の家族員と負担能力を勘案して頒けるのである。割符は「親類」の觀念に基づく行為であるが、「手形入」など貢租関係の用語をあてている。

御神拝が親類参集の機会だったことは、神事の後に行われる直会の名称でも明らかである。これを綴甲の(イ)では「御親類開」と呼び、綴乙の(ロ)、綴丙の〔A〕、〔F〕、〔H〕でも「親類開」であるが、親泊城屋部の引の神事の日記である〔M〕には「一門中開礼物」とみえるから、一族は、「親類」または「一門中」と考えられたのであろう。

これに関連して「親類中」の用例を考えてみることも必要である。この日記類の交換文書の署名に幾つかその例がある。綴丙の〔I〕は道光二七年八月屋部村新たもとの儀式に口能が生じた際の文書であるが、「川ノはた仲ノ親類中」とある。同じく〔N〕の附書もに、

本部間切浦崎村真喜屋筑登之親類中

などとみえ、全体として本部間切浦崎村親類の真喜屋筑登之から羽地我部祖河村仲ノ親類中へ宛てた形になっている。〔Q〕では屋部の有志四名に対し「仲之親類中」から願書が出ており、この用語が頻りに用いられ、署名にも「川ノはた親類中」、「仲ノ親類中」と書くが、宛名は「名護間切屋部村仲殿内ノ御一門中衆」である。

「一門中」の用例も右のほか例が多い。一々は挙げないが、ただ「門中」という用例は絶えて出現しない。「一門」の例は〔F〕における但し書に、

但御墓式ケ所御祭相濟候へ、一門開ニ成ル

とあって、これは「F」の文中この直前に見える「親類開」（既述）を指しているのであるから、同義に用いられたことが判る。

以上の事例から総合して、「親類中」は「一門中」にはほぼ該当するのではないかと考える。もっとも、用例によると「親類中」は村ないし近隣居住のやや狭い範囲である場合があり、「一門中」は無限定に用いられる傾向があつて「親類中」より上位に立つ範疇であるかもしれぬ。

「一門」、「親類」は「与中」とともに公用語であるが、「一門中」、「親類中」の形は公用語では用いられない。しかし、後者は私的な文書には右のごとく頻りに出てくるのである。その際、「一門」、「親類」には抽象的な概念である語感がいつも伴うのに対し、「一門中」、「親類中」の場合には祖先につながる成員を控えた実体感がある。従つて交換文書の署名や宛名にこの形が多用されたと推測する。同じく丙の「S」の但し書としてみえる

但光緒五己卯七月廿三日屋部村親類より依相談ニ差越石垣ノ宅ニ而惣中取究申候（傍点筆者）

などは同じ語法から出たものであろう。

我部祖河文書成立の時代、これに関係した階層の觀念には、地域固有の要素に加えて、中央との交渉によつて学んだ士族的な觀念が混入している。その産物が「親類中」、「一門中」である。しかし今日普及している「門中」の用法は見出せない。これは我部祖河文書だけの現象でなく、これまでに囑目しえたものに例外なく適合する事実である。敷衍すれば「門中」は「一門中」からの派出語として、さらに降る時代、つまり明治以降にこの地域に出現し、徐々に一般化したものではないだろうか。

(三) 御神拝の整序化への動向

綴丙には御神事の日記が前半に収められている。〔B〕は「我部祖河あさけ居神拝」で、古宇利引・高志保引・親川村東り門引・伊差川引の居神が登場してくるが、拝の次第に親類開が見えていない。〔D〕も「我部祖河あさけ居神古宇利引御神事」であるが、古宇利引に関する神事であるらしく、「居神一件親類中揃并割符之時茶代」米一升先が書き上げられる。〔F〕以下は屋部村側の日記であり、それには、

〔F〕 屋部村仲之屋川ノはた両本御神事

〔G〕 安和村屋部引さなのずた本屋部村日記ハ塩屋ずた本御神事

〔I〕 羽地呉我村屋部引御神事右同川ノはた本

〔K〕 大みちや七年廻御墓所御立願

〔M〕 今婦仁間切親泊城屋部引御神事

と続く。〔K〕を除いていずれも各地における屋部引の御神拝であり、式次第の末尾には「親類開」〔F〕、「一門中開」〔M〕と見える。

これよりすれば「引」は「一門」「親類」と重なる観念である。古宇利引の場合には我部祖河のこの家の始祖「不んだい大主」ウラヌクが古宇利出身であるところに基づくので、不んだい大主の「引」であることが一族である。屋部引の場合その成員はさらに広汎な地域に亘って村々に散在するが、屋部村の始祖家Ⅱ元屋の引につながるが故に神事を共同にするのである。我部祖河側の「元祖由来遺言記」類からみる限り、古

宇利引と屋部引は別個の「引」であって、それ以前のつながりは伝承上にも認められない。だが、「K」大みちや七年廻御墓所御立願の日記には、我部祖河側からも

但此上 丑未九月 七年廻御立願之事之時川ノはた仲屋寒水之親類ニ而拜来申候

とある。この三つの家号はどこかの村にもある重要な種類で、これだけでは我部祖河と断定できないのであるが、幸いにもこの行に続く割符表の書き上げ村名の筆頭であり、もっとも数多くの「生頭」を分担しているのは我部祖河村であることから、古宇利引を中心に我部祖河の一族が屋部の重要な墓前祭の神事に参加していたことが判る。

家の始祖を起点とする「引」の関係では一門・親類でないにも拘らず、御神拝については共同している事例は、綴丙後半の文書がこれを物語ってくれる。日記〔O〕によると、同治九年八月の今婦仁拝に、名護間切屋部村御一門中と羽地間切我部祖河村の家号川のはたと仲ノ屋の一門中とが「永々相合ニ而拜来り様相究申候」と述べ、その「入め」を定めたが、翌年多少の口能を生じた結果さらにくわしく取り極めを行った。これを次の日記〔P〕によってみると、同治十年七月二五日、中頭郡読谷山・長浜・桑江村から今婦仁拝に下った人々があり、そのことを村々に触れ人を出すについて手間料を徴収したのであったが、翌二六日に仲ノ上間筑登之が屋部村へ参られ、先規の申立通りにして貰いたいと言って来た。そこで一門中のうち、石垣（家号）の宇茂和（佐カ）親雲上、儀保（家号）の岸本親雲上、川ノ上の宇茂佐親雲上、伊地味親雲上、己後の大兼久親雲上の五人が合議し、触り料は相持、屋部御一門中と此方一門中が壱手に御取持することとした。なお宿舎も屋部村では仲之殿内、今婦仁と我部祖河では川はた仲ノ屋一門中相合にて御定宿とす

るものとし、右に要する入めを米壹斗先とする。大約右の旨が述べられている。署名もなく、文脈にもかみにくい点があるが元来は屋部側の日記であろう。この処理は我部祖河側の希望に応じたのであり、またこの日記を後日屋部側から写し取っているところに我部祖河側の参加への希望が表出している。

日記〔Q〕以下にはその後、光緒初年に至って出来した別の口能の経緯が見える。〔Q〕は「仲ノ親類中」から屋部村の儀保岸本親雲上他計四名宛の嘆願書である。後付の書き入れにある通り、光緒三年七月二二日に今婦仁御神に際し屋部村より割符の手形が寄せられたが、「先々相談相替」り、多額であったため、翌二三日に川ノはた・仲ノ上間筑登之・城田仁牛（仲ノ屋の分家である）が屋部に赴いて同治十年の取り極め（日記〔P〕参照）の通りにして貰いたいと申入れたが、屋部側はこれを断った。我部祖河方は再度七月廿九日にも申出を行い（日記〔R〕）、翌八月の一日にも三度願出ているが、日記〔S〕には「但差婦シ申候」と書き入れられている。この結果、交渉は決裂の形となり、我部祖河方は一時御神拝に参加しなかったらしいことは、次の日記〔V〕に窺われる。すなわち、

さきの光緒三年今婦仁廻の砌、入め料を「我部祖河村仲之御一門中に割符申付」けたところ、過大であると口能をいつてきたので、「此方一門中惣吟味之上神拝割符差除」「此方御神拝迄も差除ヶ置為申事」次第である。ところが光緒五年七月二六日になって、同村上間筑登之が当村殿内御供石垣ノ岸本にや宅に出向かれ「段々依断リ」、御取持拝入め料は「本行之通壹斗五升先ニ而永々相連置」き、其の余の「拝入め料ハ先々仕来之通割符入無口能御請」けする由なので、惣吟味の上、日記に書留めるものである。以上が日記〔V〕の大略であるが、我部祖河側は、屋部村からの条件を認めて御神拝へ復帰を果したのである。

始祖からの明白な「引」はなく、先の世の伝承も定かでないにも拘らず、屋部の御神拝への参加がなぜこれほど大切なものとされたのであろうか。御神拝参加について我部祖河方が重大に考えたのは、御神の「引」や始祖の系譜であるより、九代の当主（川上親雲上。一七三五—一七九五）が屋部村の家号親里屋から妻女を迎えた縁由によっているのではないか。同女は「屋部はあ前」と呼ばれ、後に小字城田に隠居分家を興した人である。「元祖由来遺言記」類および「年中諸祭祀」の記載がそれを暗示しているが、本稿では詳説の暇がない。我部祖河方が屋部はあ前を契機として、御神拝への参加を固執するところに「引」の觀念の原型が窺われはせぬであらうか。「引」は女子の線を通じても繋ってゆくものと、もとは考えられていたのであろう。

御神拝は御神を共通にもつと意識した諸親類中または諸一門中が「相合」して神事を営むことである。各親類中または一門中は、それぞれの始祖の「引」に結ばれた現世の成員が共時的に形成する親族集団であるが、御神拝の「相合」は各集団系譜の始祖よりさらに遠く遡った伝承上の始祖すなわち御神との「引」を承認することによって成立する。系譜を辿ることは多くの場合困難であり、口頭伝承のかすかな繋りを強調するか、法者や巫女の託宣がその契機となる例もあったであらう。もともと「引」が、ある祭祀行為に参与すべき特権ないしは義務の継承の原則であり、系譜上または伝承上の始祖からの血の繋りではあるが、男系という限定を備えた原則ではなかったために、女子とくに出嫁ないし入嫁した女子が結節点となって「引」を辿る觀念もあったのである。

以上は「御神拝日記」類の史料から導かれた一応の帰結である。この帰結は羽地を中心とした史料がカ

パーする範圍の地域での結果であつて、これを直ちに沖縄全域に敷衍しようとするものでないことはいうまでもないが、従来、沖縄農村内部の社会史がほとんど不分明のまま残されている研究の現状において、この史料に接する機会を得たことは倅せであつた。

しかし最後にいま一項、史料から知られる農村社会史の動向について報告しておかねばならない。

綴内の「V」についてはさきに前半を引用したが、これに引続いて、「諸方御神事拝割符頭分取左之通」と題した割符の覚がある。問題は、その末尾に

右者御神拝之儀ハ本宗計ニ而拜来リ候様公儀御方より依仰ニ一門中相撞吟味之上本宗引計リニ割符入仕置申候以後
例為見合日記ニ書置申候事

光緒五巳卯

七月廿八日

と見えていることである（傍点筆者）。

「本宗」は中央の親族用語で男系血族を指すが、「本宗引」はこの筋目の別称と思われる。「公儀」は漠然と首里王府を指すものではなく、間切の按司地頭および惣地頭をいうのであることは渡口眞清氏の教示によつて知つた。王国時代には民事訴訟は出来るならば間切捌理の間で処理するのが理想であつたことは別の史料「のろ難波一件」（仮称）から分明するが、紛糾して捌き切れぬ時には両地頭家の裁断を仰ぐこともあつた。本件の口能がそのケースであつたかどうかは確かめられぬが、なんらかの機会に「公儀御方」からの指示があつたに違いない。中央的親族観ではすでに一門の觀念が定まり、筆者のいわゆる「士族門中

制」が公法面と「内法」面から士族社会に確立していった時代である。「公儀」の「仰」が、「内法」としての制度に添って「本宗」中心の觀念に出たものであったことは当然である。

同種の文面は他の史料面にも散見する。たとえば綴丙の〔C〕の後付書き入れに、

親川村仲尾にや

一 同拾五人 但光緒二丙子八月外戚本宗差分ケニ付而差除中候

とあり、その末尾の但書にも、

但光緒四年戊寅八月十日御神之時おやこ屋ノ宅ニ拝御神御八人御揃一門中開之時本宗計ニ而拝候ニ付云々（下略）と記されている。同じく〔E〕にも

但光緒三丁丑公儀依仰ニ本宗外戚差分ケニ而諸方拜来リ候ニ付差除ケ申候

との但書が末尾に見える。これらに依れば「公儀」より「仰」が出された年代は、光緒二年ないし三年であつたことが判る。

このような史実をさらに裏付ける史料が見出されるならば、中央的観点、具体的には士族門中制の地方への侵透がようやく顕著化する時代とその経緯を辿ることが可能になるはずである。事例はまだこの一地域に関するものに止まるが、しかしこのことは、この地域においてはそれまでの「引」の觀念が男系中心的に整序されたものでは必ずしもなかったことを示すものであろう。史料解説について示教に預つた比嘉春潮先生、球陽研究会の諸賢、琉球大学の池宮正治の諸氏には、末尾ながら感謝の意を表する次第である。なお本研究はその一部について科学研究費の補助を受けたことを併記する。